

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## 源泉税のコンピュータ処理

**Q** : 当社は、源泉税をコンピュータで計算しています。税額計算が変わるそうですが、どのようになるのですか？

**A** : 次のようになります。

### 【解説】

平成17年度の税制改正により、平成18年から源泉徴収税額が変わることになりましたので、これにかかる給与計算に使用する税額表と源泉徴収税額をコンピュータ処理する場合の計算式が公表されました。

この計算式は、①別表第一でその月の社会保険料控除後の給与等の金額から給与所得控除の額を算出して、②別表第二の控除対象配偶者、扶養親族の控除額、基礎控除の額を控除した課税給与所得金額に③別表第三の計算式を適用して毎月の源泉所得税額を算出するものですが、今回の改正に伴い、③の計算式が改正されました。

計算式は、次のとおりです。

その月の課税給与所得金額(A)	算式
275,000円以下	(A) × 9%
658,333円以下	(A) × 18% - 24,750円
750,000円以下	(A) × 20% - 37,917円
1,500,000円以下	(A) × 30% - 112,917円
1,500,001円以上	(A) × 37% - 217,917円

(注) 税額に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入します。

なお、税額表から求めた税額とコンピュータで計算した税額とは若干異なる場合がありますが、最終的な年税額は年末調整などで行いますから同じになります。

